

とやま中央会 FAX 情報

2026. 10. 15 発行 №737

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 公募のご案内

中小企業基盤整備機構では「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」第1回公募を実施しています。中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とした補助金になります。

1. 補助対象者

(1) 中小企業者

- ①会社又は個人
- ②組合又は連合会

(2) 小規模企業者・小規模事業者

(3) 特定事業者の一部

(4) 特定非営利活動法人

(5) 農事組合法人

2. 補助対象事業枠

(1) 革新的新製品・サービス枠

革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援。

※革新的新製品・サービス枠は、革新的な新製品・新サービス開発の取組が補助対象であり、既存の製品・サービスの生産等のプロセスについて改善・向上を図る事業は補助対象外です。

※革新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することを指します。単に機械装置・システム等を導入するにとどまり、新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象事業に該当しま

せん。また、業種ごとに同業の中小企業者等（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している新製品・新サービスの開発も該当しません。

①基本補助限度額（下限額：100万円）

従業員数5人以下：750万円

従業員数6～20人：1,000万円

従業員数20～50人：1,500万円

従業員数51人以上：2,500万円

②補助率

中小企業者：1/2、小規模事業・小規模事業者及び再生事業者：2/3

(2) 新事業進出枠

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援

※新事業進出枠は、①事業で新たに製造又は提供（以下「製造等」という。）する製品、商品もしくはサービス（以下「製品等」という。）が、事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するもの、かつ、②事業で新たに製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな市場であるものが補助対象です。過

去に製造等していた製品等を再製造等することは、新たな製品等を製造等しているとは言えず、補助対象外です。ここでの新規性とは、補助事業に取り組む中小企業等にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。なお、本補助金の申請予定公募回の公募開始（＝公募要領公開）日以降に初めて取り組んでいる事業について、「新規性」を有するものとみなします。

※新たな市場とは、事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかったニーズ・属性（法人／個人、業種、行動特性等）を持つ顧客層を対象とする市場を指します。

①基本補助上限額（下限額：750万円）

従業員数1～20人：2,500万円

従業員数21～50人：4,000万円

従業員数51～100人：5,500万円

従業員数：101人以上：7,000万円

②補助率

中小企業者（小規模企業・小規模事業者及び再生事業者含む）：1/2

(3)グローバル枠

海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援

※グローバル枠は、①事業を行う中小企業等が、自社の製品等を活用し、自発的に新たな海外販路を開拓するうえで必要となる国内製造等拠点の強化に取り組むもの、かつ、②事業により製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな海外市場であるものが補助対象であり、取引先主導の事業は自発的な取組とは言えず補助対象外です。

※新たな海外市場とは、事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかった国・地域の市場を指します。ここでの地域とは、統計上、国に準じてカウントされる領域であり、行政区画ではありません。

①基本補助上限額（下限額：750万円）

従業員数1～20人：2,500万円

従業員数21～50人：4,000万円

従業員数51～100人：5,500万円

従業員数101人以上：7,000万円

②補助率

中小企業者（小規模企業・小規模事業者及び再生事業者含む）：2/3

3. 補助対象事業の要件

中小企業等が、以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要です。

(1)付加価値額要件

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%（以上増加する見込みの事業計画を策定し、これを達成すること。

(2)賃上げ要件（※目標値未達の場合、補助金返還義務あり）

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、従業員の一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加する見込みの事業計画を策定し、これを達成すること。

(3)事業場内最賃水準要件（※未達の場合、補助金返還義務あり）

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること。

(4)ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること。

(5)子育て等に関する職場環境整備に向けた取り組み要件

「子育て等に関する職場環境整備」に向けた取り組みを行うこと。

(6)金融機関要件

補助事業の実施にあたって金融機関から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関から事業計画の確認を受けていること。

4. 特例措置要件

賃上げ特例の適用を受ける場合や、地域別最低賃金引上げ特例の適用を受ける場合の追加要件です。

(1)賃上げ特例要件(※要件未達の場合、補助基金返還義務あり)

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、以下の要件をいずれも満たすこと。

①「賃上げ要件」の一人当たり給与支給総額基準値に加え、更に年平均成長率+2.5%(合計で年平均成長率+6.0%)以上増加する見込みの事業計画を策定し、これを達成すること。

②「事業場内最賃水準要件」の事業場内最低賃金基準値に加え、更に+20円(合計で+50円)以上高い水準であること。

(2)地域別最低賃金引上げ特例要件

2024年10月から2025年9月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あること。

5. 補助対象経費

機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、建物費、海外旅費、通訳・翻訳費
※「建物費」は「新事業進出枠」及び「グローバル枠」のみ対象。「海外旅費」、「通訳・翻訳費」は「グローバル枠」のみ対象。

6. スケジュール等

(1)第1回公募申請受付締切

10月30日(金)18時

(2)採択発表日

令和9年1月頃(予定)

7. 申請方法

申請は電子申請のみの受付になります。申請にはGビズIDプライムアカウントが必要です。

お早めにご準備ください。

8. お問い合わせ先

お問い合わせをご希望の場合は、本補助金の申請サポートを目的とした「コールバック予約システム」がご利用いただけます。事前にご予約いただいた日時に、コールセンターから折り返し電話をかけるサービスです。

本補助金に関する詳細等につきましては、「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」特設サイトをご覧ください。

◇「富山県被災事業者事業継続支援補助金」の募集について

富山県では、令和8年8月27日からの大雨による被害を受けた中小企業・小規模事業者等が行う施設・設備の復旧等に要する経費の一部を支援する補助金について募集を開始しました。

1. 補助対象者

令和8年8月27日からの大雨で被害を受けた富山県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模事業者等

2. 補助対象経費

被災した施設・設備等の復旧に要する経費(施設の復旧費、設備及び車両の修理費・購入費等)

3. 補助上限額

1,500万円(下限なし)

4. 募集期間

(1)第1回募集

令和8年10月8日(木)～10月29日(木)

(2)第2回募集

令和8年11月16日(木)～12月4日(金)

ファーストバンクの各種ローンは

スマホで簡単！Web完結♪24時間申込OK！！

詳しくは富山第一銀行のホームページをご確認ください

※締切日当日消印有効。申請のあったものから順次審査・交付決定を行います。

5. 申請・お問い合わせ先

申請書は郵送にてご提出ください。

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
地域産業・商業活性化担当

TEL: 076-444-3249

本補助金の詳細等につきましては「富山県被災事業者継続支援補助金」のページをご確認ください。

◇「経営環境変化に対する適応診断事業」のご案内

中小企業基盤整備機構では、急激な経営環境の変化に直面し、対応に悩んでいる国内の中小企業をサポートする「経営環境変化に対する適応診断事業」を実施しています。

地政学リスクの顕在化やマクロ経済動向の影響を受け、日本国内においても急激な原材料費/人件費の高騰、人材不足、サプライチェーン再編など、企業を取り巻く外部環境は激しく変化しています。特に中小企業においては、専門人材や情報が不足していることが多く、現下の経営環境変化に関する情報収集/課題把握等が困難であり、対応が後手に回りやすい傾向にあります。

本事業では、このような経営問題を抱える中小企業に対し、外部環境変化の認識や課題把握を支援する専門家を派遣します。

1. 相談内容の例

・物価上昇や原材料費の高騰で、利益が出なくな

った。

・従業員から賃上げの要望があるが、経営的に難しい。

・自社製品の改善を続けているが、以前よりも売上が下がってしまった。

・色々と悩みはあるが、何から解決すべきなのかが分からなくて、アクションを起こせていない。

2. 主な支援内容

無料で全3回の専門家派遣による支援を行います。(訪問・オンラインのいずれも可能です。)

- ・企業を取り巻く外部環境の分析
- ・経営状況の分析による課題抽出
- ・経営課題の整理・優先順位付け

3. 対象

中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に定義されている中小企業者

- ・支援の受入体制があること(経営者、経営幹部等がヒアリングに対応できる)
- ・全3回支援が受けられること
- ・決算書等の提供ができること

4. 申込期間

令和9年7月末まで

5. お申し込み方法

「経営環境変化に対する適応診断事業」ポータルサイトからお申し込みください。

6. お問い合わせ先

経営環境変化に対する適応診断事業事務局
PwCコンサルティング合同会社

TEL: 050-2030-7348

本事業の詳細につきましては、「経営環境変化に対する適応診断事業」ポータルサイトをご確認ください。

新型定期預金
マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835